

# 経済産業省

官 印 省 略

平成15・03・26製局第8号

平成15年4月1日

関東経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

一括して委託しなければならない競技関係事務について  
(自転車競技法施行規則第4条の規定による委託の範囲について)

自転車競技法第1条第6項後段の経済産業省令で定める一括して委託しなければならない競輪の競技に関する事務は、同法施行規則第4条で定められたが、同条で定める各事項の解釈は下記のとおりであるから、競輪の競技に関する事務の委託については、遺憾のないよう施行者及び自転車競技会に対し、指導監督をお願いします。

なお、昭和32年9月25日付け32重局第2026号「自転車競技会の委託の範囲について」は、廃止します。

## 記

競輪の競技に関する事務として一括委託しなくてはならない業務の範囲及び内容

- (1) 一般の管理業務(従来の自転車競技会の経常業務)

- (2) 競輪出場選手のあっせん依頼に関する業務
- (3) 審判に関する業務(発走及び審判放送の業務を含む)
- (4) 開催中の出場選手の管理に関する業務(選手旅費の支給事務、破損自転車及び破損ヘルメットの補償事務を含む。但し、出場選手の医務室治療及びそれ以降の治療を除く。)
- (5) 競輪出場選手及び自転車の検査に関する業務
- (6) 番組編成に関する業務
- (7) 開催中の総務に関する業務(競輪実施の業務を行うため競技会が行う開催中の庶務、渉外及び経理事務)